を加え、「分割承継法人に」を「分割承継法人等に」に改め、同条第十六項第二号中「係る分割承継法人」の下に「（当該分割型分割が適格分割型分割に該当し、かつ、当該分割法人の株主等が分割承継親法人の株式等の交付を受ける場合にあつては、当該分割承継親法人。次号及び第四号において「分割承継法人等」という。）」を加え、「同号」を「同号」に、「当該分割承継法人」を「その分割承継法人」に改め、同項第三号中「分割承継法人が」を「分割承継法人等が」に、「当該分割承継法人」を「その分割承継法人」に改め、同項第四号中「分割承継法人」を「分割承継法人等」に改める。

第三十五条の二第四項第一号中「第二十五条の二十六第九項」を「第二十五条の二十六第十項」に、「第三十九条の二十の三第九項」を「第三十九条の二十の三第十項」に改め、同項第二号中「第三十九条の百二十の三第五項」を「第三十九条の百二十の三第六項」に改める。

第三十六条第七項及び第三十七条第四項中「、第四十一条」を「から第四十一条の二まで」に改める。

第三章第四節の節名中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改める。

第三十七条の二第一項及び第三十七条の三第二項中「認定計画等」を「認定計画」に改める。

第三十八条第五項を次のように改める。

5　法第六十二条第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）、第一章の二（第二節を除く。）及び第四章並びに第三編第二章（第二節を除く。）並びに地方法人税法第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第七十一条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第八十一条の十九第一項第一号イに規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、当該金額から当該金額に含まれる法第六十二条第一項の規定（次号から第八号までにおいて「特別税額加算規定」という。）により加算された金額を控除した金額とする。

二　法人税法第八十条第一項に規定する所得に対する法人税の額は、当該所得に対する法人税の額から当該所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

三　法人税法第百三十五条第二項に規定する所得に対する法人税の額は、当該所得に対する法人税の額から当該所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

四　法人税法第百四十四条の三第一項第一号に規定する確定申告書に記載すべき同法第百四十四条の六第一項第七号に掲げる金額、同法第百四十四条の三第二項第一号に規定する確定申告書に記載すべき同法第百四十四条の六第二項第二号に掲げる金額、同法第百四十四条の三第三項において準用する同法第七十一条第二項第一号に規定する確定申告書に記載すべき同法第百四十四条の六第一項第七号又は第二項第二号に掲げる金額及び同法第百四十四条の三第四項において準用する同法第七十一条第二項第一号に規定する確定申告書に記載すべき同法第百四十四条の六第二項第二号に掲げる金額は、これらの金額からそれぞれこれらの金額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

五　法人税法第百四十四条の十三第一項第一号若しくは第二号又は第二項に規定する国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額は、当該国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額から当該国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

六　地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額から当該地方法人税額に係る同法第六条に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

七　地方法人税法第二十三条第一項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該基準法人税額に対する地方法人税の額から当該基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同項に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

八　地方法人税法第二十九条第二項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額から当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同条第一項に規定する所得基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

第三十八条第六項を削る。

第三十八条の四第三項第一号中「対価の額」を「時における価額」に改め、同項第二号中「譲渡の」の下に「時における有償によるその株式又は出資の譲渡により通常得べき」を加え、同条第八項中「当該計算した」を「その計算した」に改め、同条第三十九項第三号を削り、同条第四十三項中「当該受ける」を「その受ける」に改め、同条第四十四項を次のように改める。

44　第三十八条第五項の規定は、法第六十二条の三第一項又は第九項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第三十八条第五項第一号中「第六十二条第一項」とあるのは、「第六十二条の三第一項及び第九項」と読み替えるものとする。

第三十八条の四第四十五項を削り、同条第四十六項を同条第四十五項とする。

第三十八条の五第九項中「当該新築した」を「その新築した」に改め、同条第十四項中「あつては法第六十三条第三項第七号」を「あつては同号」に改め、同条第十九項中「当該計算した」を「その計算した」に改め、同条第二十六項を次のように改める。

26　第三十八条第五項の規定は、法第六十三条第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第三十八条第五項第一号中「第六十二条第一項」とあるのは、「第六十三条第一項」と読み替えるものとする。

第三十八条の五第二十七項を削る。

第三十九条第二項第三号中「法人税法第二条第二十一号に規定する」及び「（以下この章において「有価証券」という。）」を削り、同条第三十二項中「受けようとする」を「受ける」に、「に規定する適格分割等の日以後二月以内に」を「の適用に係る資産が法第六十四条第一項各号又は第二項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として」に、「納税地の所轄税務署長に提出しなければ」を「保存していなければ」に改める。

第三十九条の四第三項各号中「当該買い取つた」を「その買い取つた」に改め、同条第四項中「第五条第三号」を「第六条第三号」に、「第二十一条第五号」を「第二十一条第六号」に改める。

第三十九条の六第二項中「農地（」の下に「同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。」を加える。

第三十九条の九を次のように改める。

第三十九条の九　削除

第三章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二　特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例

第三十九条の十の三　法第六十六条の二の二第一項の規定の適用がある場合におけるその適用に係る法人に対する法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法第六十六条の二の二第一項に規定する特別事業再編（以下この条において「特別事業再編」という。）により交付を受けた同項に規定する認定特別事業再編事業者の株式（以下この条にお